平成２２年（フ）第１４２号
静岡県浜松市浜北区寺島2401番地の１
債務者　大村つね子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
秋田県仙北郡美郷町野荒町字町ノ内88番地内１
債務者　藤田　竜美
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４３５号
横浜市旭区善部町111番地２　スカイハイツ201号
債務者　岡　誠
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３６号
横浜市旭区善部町111番地２　スカイハイツ201号
債務者　岡　里香（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８１号
川崎市幸区塚越１丁目60番地103　幸荘１階
債務者　中谷　征紀
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
川崎市多摩区菅馬場２丁目12番１―302号　マンションあすか
債務者　望月　邦彦
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第１０１１号
岡山市南区新保1015番地19　ウエストプラザ新保401号室
債務者　櫻田　良雄
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３６９号
神奈川県横浜市泉区和泉町284―12
債務者　苅北　裕子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３７０号
埼玉県川口市飯塚１丁目３―26―1204
債務者　八木　義則
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３７８号
東京都板橋区蓮根３丁目25―14―214
債務者　岡崎　敦
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４２９号
東京都練馬区豊玉中１丁目13―16―301
債務者　須藤　栄次
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４３３号
東京都八王子市別所１丁目16―８―103
債務者　橋本　直樹
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４４７号
東京都世田谷区桜上水４丁目19―11―101
債務者　羽吹　恭一
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４８５号
千葉県柏市旭町７丁目１―28―205
債務者　高野　幸子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４８７号
東京都北区西ケ原１丁目50―３―504
債務者　岩田　正典
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５２０号
千葉県市川市曽谷３丁目15―22
債務者　安部　景子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部